

佐賀県告示第二百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年九月七日から平成二十二年十月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		
	区	間	
一般国道 二〇七号	藤津郡太良町大字大浦字上崎 野丁二四四五番七地先から 藤津郡太良町大字大浦字尾崎 野丁二一七九番七地先まで	後 二四・三 一・三	延長 メートル 一九九・七
	藤津郡太良町大字大浦字上崎 野丁二四四五番七地先から 藤津郡太良町大字大浦字尾崎 野丁二一七九番七地先まで	前 二四・五 一四・一	一九九・六
	藤津郡太良町大字大浦字烏賊 浮丁一八七二番四地先から 藤津郡太良町大字大浦字舟津 丁五九七番二地先まで	後 二四・七 一・〇	八四九・一
	藤津郡太良町大字大浦字烏賊 浮丁一八七二番四地先から 藤津郡太良町大字大浦字舟津 丁五九七番二地先まで	前 二六・九 一・三	八四九・一